

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う通学定期券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校を、2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払い戻しされるお客様については特例によりそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額（所定の手数料が必要）を払い戻しいたします。

また春休み後、学校入学および始業後に再び休校となった場合の払い戻しにつきましても、同様に特例の取扱いを行います。

◎対象の定期券

- ・休校となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する学校（中等教育学校・特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券
 - ・最終登校日翌日以降の通用期間が1か月以上残っているもの
または、最終登校日が通用開始後7日以内であって払戻し額があるもの（使用日数によっては払戻し額が無い場合がございます。）
- ※最終登校日の翌日以降に定期券を使用した場合は、この取扱いができませんので、ご注意ください。

◎取扱期間

2020年6月30日（火）まで、取扱いいたします。

伊賀鉄道株式会社